

議員説明会 会議録

1 開催日時

令和6年10月21日（月曜日） 午前10時00分～午前10時22分

2 件名

花巻市パートナーシップ制度及びファミリーシップ制度に関する条例（案）について

3 議事録

岩間総合政策部長

おはようございます。お忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。ご案内しておりました時間より若干早いところでございますが、お揃いでございますので、本日の議員説明会を始めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

本日予定しております説明事項は3点となっております。

初めに（1）花巻市パートナーシップ制度及びファミリーシップ制度に関する条例（案）について地域振興部よりご説明をさせていただきます。

阿部地域振興部長。

阿部地域振興部長

おはようございます。それでは、花巻市パートナーシップ制度及びファミリーシップ制度に関する条例案につきまして、本日は、前回5月15日の議員説明会後に実施いたしましたパブリックコメントや地域自治推進委員会、地域協議会などでいただきましたご意見に対する市の検討結果を踏まえまして、変更した点についてご説明をさせていただきます。まず、変更点につきましては3点ございます。資料No. 1をご覧くださいと思います。1点目は、条例第13条の宣誓書の記載事項変更の項目に通称に関する内容を追加したこと、2点目は、条例第16条、規則第15条として自治体間連携を取り入れたこと、3点目は、制定から施行まで3か月程度、制度についての周知期間を設けることでございます。詳細につきましては、この後説明をさせていただきたいと思います。また、制度につきまして事業者や市民の皆様に周知をするためのガイドブック案も作成したところでございます。本条例につきましては、12月定例会に上程を予定しておりまして、可決された場合、条例の施行は令和7年4月1日を考えてございます。施行日までの間、このガイドブックを使用して周知を進めていきたいと考えておりますので、ガイドブックにつきましても併せて説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。それでは、詳細につきましては地域づくり課長から説明をいたします。

岩間総合政策部長

坊澤地域づくり課長。

坊澤地域づくり課長

おはようございます。私の方から、皆様に既に配布してございます資料に沿いましてご説明を申し上げます。

それでは、花巻市パートナーシップ制度及びファミリーシップ制度に関する条例（案）

につきまして、前回5月15日の議員説明会後に実施いたしましたパブリックコメント、地域自治推進委員会、地域協議会などでいただいたご意見とそれに対します市の検討結果を踏まえまして、変更した点について、また、制度につきまして事業者や市民の皆様に周知をするためのガイドブック案も作成いたしましたので、併せてご説明させていただきます。

初めに、前回の議員説明会後に実施しました市民参画についてご報告いたします。

市民参画の方法といたしまして、パブリックコメント、委員を公募している市の附属機関である地域自治推進委員会・地域協議会から意見聴取を実施してまいりました。

市民参画の方法1つ目のパブリックコメントにつきましては、5月22日から6月20日までの30日間、本庁地域づくり課、総務課、各総合支所地域振興課の窓口のほか、各振興センター、図書館、なはんプラザ、イトーヨーカドー内のぷらっと花巻などに資料を備え付けまして閲覧に供したほか、市のホームページでも資料を公表いたしました。閲覧件数につきましては、施設備付が45件、市ホームページが204件、計249件となっておりまして、11名の方から54件のご意見を頂戴いたしました。これは県内の先例市と比べましても多い方でございます。これも条例として制定したいということを表明し、市民参画を実施したことによって、関心を持っていただけたことによるものと考えております。

次に市民参画の方法の2つ目、地域自治推進委員会、各地域協議会での意見聴取結果をご報告いたします。開催日は、大迫地域協議会、東和地域協議会が5月20日、石鳥谷地域協議会、花巻市地域自治推進委員会が5月21日に開催されております。こちらにつきましては、合計で20件のご意見をいただいております。

これらの市民参画によっていただいたご意見につきましては、市として検討を行い、その内容を男女共同参画審議会で報告を行った上で、市のホームページで公表したところでございます。皆様のお手元には参考資料のNo. 1からNo. 3ということで配布しているところでございます。

以上、市民参画の実施状況の報告でございました。

次に、前回の議員説明会以降に内部で検討した結果、前回提示した素案から一部変更させていただきたいと考えた点がございますのでご説明をいたします。

1点目は、条例第13条の記載事項変更の項目として通称に関する内容を追加いたしました。条例案につきましては、資料No. 2になりますけれども、条例第8条では、通称の使用について規定しておりますが、ここで規定しているのは宣誓時点で通称の使用を希望する場合についてのみであったことから、宣誓をした後に通称の使用を希望する場合や使用していた通称を変更したい場合もあると考えまして記載事項変更の項目に追加をいたしました。

2点目は、条例第16条、規則第15条になりますが、岩手県が提唱しているパートナーシップ制度導入自治体間の連携に関して条文を追加したものでございます。岩手県の自治体間連携は、端的に申し上げますと、県内でパートナーシップ制度を導入している自治体間で制度利用者が転出入する場合に「転出元自治体へのパートナーシップ宣誓受領証等の返還」「転入先での再度の宣誓手続き」「戸籍抄本等独身証明書の提出」を省略することができるというものでございます。この内容につきまして検討した結果、当事者の方々の利便性を広げるもので、県内の制度導入自治体と連携して多様な性への理解促進についての考えも共有できるのではないかと考えまして、この点につきまして新たに条文を規定いた

しました。なお、自治体間連携を規定したことによって、素案で提示した制度の要件等を変更するものではないことを申し添えます。

3点目は、制度の制定から運用までに3か月程度の期間を設けようとするものです。これは、パブリックコメントに寄せられたご意見や男女共同参画審議会の委員の皆様などから制度の周知に対するご意見をいただきましたので、この点を踏まえ条例の制定から施行まで3か月間の期間を設け、その間も活用して周知活動を行いたいと考えております。

周知につきましては、以前も申し上げましたとおり、議会での議論をいただいて条例として制度を導入するという経過そのものが周知に繋がるものと考えておりますが、その上で、改めて市民の皆様や民間事業者、市の職員に発信を行ってまいりたいと考えております。

具体的には、制度を導入した場合に、当事者の方々が安心して制度を利用するためには、例えば市役所の窓口で意図せず職員からアウティングされるといったようなことがないよう、条例の制定前ではございますが、多様な性への理解促進のための職員研修といたしまして、自席での動画視聴による研修を今月10日から来月11日までの期間で実施しておりますほか、今後も職員や民間事業者、市民の皆様に対しまして、多様な性についての説明やパートナーシップ制度についての周知を制度の施行前まで複数回実施して参りたいと考えております。周知の内容及び方法につきましては、後段でご説明いたします。

続きまして、資料No. 6のガイドブックについて説明いたします。このガイドブックにつきましては、今後、事業者や市民の皆様に制度を周知する際に使用するために作成した案となります。

それでは、ガイドブックの内容についてご説明申し上げます。

まず、ガイドブックの表紙の裏に目次を掲載してございます。その構成は「Ⅰ はじめに」「Ⅱ 制度を利用するに当たって」「Ⅲ 利用できるサービス」「Ⅳ 参考」の大きく4つの項目に分けております。

「Ⅰ はじめに」では、花巻市で制度の導入を進めるに至った経緯などについて記載し、パートナーシップ・ファミリーシップ制度そのものの説明や用語解説、アウティングについての注意事項を記載したところでございます。各ページではイラストを掲載して、より分かりやすく伝えようと考えたところでございます。

次に、「Ⅱ 制度を利用するに当たって」でございます。こちらでは、制度を利用できる方の要件や手続きの流れ、各手続きに必要な書類等について記載してございます。7ページに記載の手続きの流れについて、例えば、宣誓希望日の10日前までに必要書類の提出を求めるなど、条例、規則に定めのないものもありますが、これらにつきましては他の自治体の事例も参考にしながら、スムーズに事務手続きを進めるために設定したものとなっております。手続きに必要な書類の中には、条例で定める様式についても記載しておりますが、様式については資料No. 4に様式集としてまとめております。

10ページになります。「7 交付書類」では、宣誓をした方に交付する受領証や受領証カードについて記載をしております。いずれも宣誓者それぞれに1枚ずつ交付することとしておりまして、お渡しする方のお名前が左側に、その方のパートナーのお名前が右側に来るように作成しようと考えております。この考えにつきましては、昨年度に先例自治体の視察を行った際、婚姻届などでは男性の欄が左、女性の欄が右となっておりますが、本

制度では同性のカップルなどが利用することから、男性、女性ということを連想させないために、宣誓者それぞれに対し本人の氏名を左側に記載した受領証を交付することとしているというお話を伺いまして、当市といたしましてもその考えで進めてまいろうと考えたものでございます。

15ページになります。先ほどご説明いたしました自治体間連携につきまして記載しております。当市での制度の導入後に、新たに制度を導入した自治体との連携が追加となる可能性もありますが、最新の状況については、市のホームページで紹介することとし、ガイドブックには市ホームページの二次元コードを記載したいと考えております。

続いて、16ページからはQ&Aを記載しております。こちらにつきましては他市のガイドブックも参考にしながら、想定される質問について記載したものとなっております。

次に23ページになります。「Ⅲ 利用できるサービス」といたしまして、利用可能な市の行政サービスをまとめたものを記載しております。こちらにつきましては、各担当課にパートナーシップ・ファミリーシップ制度を導入した際に提供可能なサービスがあるか照会をかけて報告のあったものとなっております。今後も提供可能なサービスが増える可能性がありますので、提供できるサービスが増えた際には、ホームページなどで随時お知らせすることとなります。また、市が提供できるサービスのほかに、岩手県が提供するサービス、民間事業者のサービスについても記載しております。民間事業者が提供するサービスの一部については、岩手県が取りまとめ、県のホームページで紹介しております。この県のサービスや民間事業者のサービスについては、県のホームページで最新の情報を確認できるよう、県のホームページの二次元コードも掲載したいと考えております。

27ページになります。「Ⅳ 参考」では、各種相談窓口として男女共同参画に関する一般的な相談窓口とDVに関する相談窓口を掲載しております。本制度を利用しようとする方の中には、性別や性的指向について悩まれている方もいらっしゃると思われることから、制度の内容に関するものではありませんが、参考としまして相談窓口を掲載したところでございます。

28ページ以降は、条例、規則の条文を記載してございます。

ガイドブックにつきましては以上となっております。

次に今後のスケジュールについてご説明いたします。

先ほども申し上げましたとおり、議会への上程は12月定例会と考えております。可決された場合には、令和7年4月1日の施行としたいと考えております。

また、制度に関する周知の方法についてご説明いたしますが、先ほども申し上げましたとおり、周知に当たりましては本日の資料でありますガイドブックを用いて、制度施行前はもちろん、施行後も折りに触れて周知を図ってまいりたいと考えております。また、ガイドブックの他に職員向けのマニュアルを作成しており、制度の運用に際し職員が配慮すべきことにつきまして、職員研修を実施して周知を図ってまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。ありがとうございます。

岩間総合政策部長

それでは担当課からの説明が終わりましたので、ここでご質問等をお受けしたいと思います。発言のある方は挙手をお願いいたします。

照井明子議員。

照井明子議員

ありがとうございます。ぜひ条例制定していく方向で、私も協力したいと思っております。

お尋ねですけれども、自治体間連携について、自治体間連携が県内に留まっておりますけれども、全国では条例なども含めてどんどん制定されているわけです。県内だけに留めた背景について、また県外に拡大する可能性についてお尋ねしたいと思います。

岩間総合政策部長

坊澤地域づくり課長。

坊澤地域づくり課長

現在、全国では大阪を中心にそのような動きがあるというふうに伺っております。ただ、今現在、岩手県の方では全国的な連携についてはまだ考えていないといったところでございまして、私どもとしても今後の動きを見てまいりたいと考えております。

岩間総合政策部長

照井明子議員。

照井明子議員

いずれ、制定していくということがやっぱり優先されるのかなと思っております。

それから職員研修についてでございます。これは全職員を対象とするものでしょうか。

岩間総合政策部長

坊澤地域づくり課長。

坊澤地域づくり課長

全職員を対象とするところでございます。今、オンラインで、自席で見られるような体制をとっておりますので、極力全ての職員に見ていただくということを考えております。

岩間総合政策部長

照井明子議員。

照井明子議員

指定管理者にも研修を促していくべきだと思っております。その点についてはいかがでしょうか。

岩間総合政策部長

坊澤地域づくり課長。

坊澤地域づくり課長

ありがとうございます。その点につきましても、今後検討させていただきたいと思っております。

岩間総合政策部長

その他、ございますでしょうか。
菅原ゆかり議員。

菅原ゆかり議員

令和7年1月から職員研修2回目とありますけれども、2回目というのは1回目と内容が違うものなのでしょうか。

岩間総合政策部長

大竹地域づくり課長補佐。

大竹地域づくり課長補佐

お答えいたします。1回目につきましては、まず多様な性そのものにつかましての理解を広げる研修ということで、2回目につきましては年明け以降を考えてございますが、この制度の運用に係る手続きと、実際に職員が窓口で、宣誓をされた方々からご相談を受ける際に注意していただきたいこと、そういった点について研修をできればと考えているものでございます。

岩間総合政策部長

その他、ございますでしょうか。なしということではよろしいでしょうか。

それでは項目の1つ目、花巻市パートナーシップ制度及びファミリーシップ制度に関する条例（案）については説明を終了させていただきます。